

能登半島応援積金に関する中途解約時の特別規定

この定期積金の給付補填金等の計算において、約定どおり払込みが行われなかった場合は「定期積金（スーパー積金）規定」に定められた条項にかかわらず、次の条項を計算します。

- (1) この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、次の(3)の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするとき、及び「定期積金（スーパー積金）規定」第10条第4項の規定により解約するときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、次の(3)の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
- (3) 上記(1)、(2)の計算に適用する利率は次のとおりとします。
 - ①初回払込日から(1)の場合は満期日、(2)の場合は解約日までの期間が1年未満のもの
…解約日における普通預金利率
 - ②初回払込日から(1)の場合は満期日、(2)の場合は解約日までの期間が1年以上のもの
…約定年利回×18%（小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）
- (4) この計算の単位は100円とします。